

平成22年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、空き店舗・空き床の有効な活用を促進し、八戸市中心市街地活性化基本計画（平成20年7月9日付け内閣総理大臣認定第53号）に掲げる「来街者を増やす」、「商店街の活力を回復する」などの目標の達成に資するため、空き店舗・空き床解消事業を実施する事業者に対し、空き店舗・空き床の改装工事等に要する経費の一部について、平成22年度の予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において、「空き店舗・空き床」とは、市中心商店街のうち別表に定める道路及び範囲に面した店舗若しくは事業所又は建物内の各フロアの空き床であって、3か月以上継続して利用されていないものをいう。

2 この要領において、「空き店舗・空き床解消事業」とは、中心商店街の空き店舗・空き床に新規に店舗等を出店するために必要な改装工事のほか、営業を開始するまでに必要な一連の作業をいう。

(補助対象事業及び補助要件)

第3 補助金の交付の対象となる空き店舗・空き床解消事業は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 空き店舗・空き床に新規出店するに当たり、改装工事を行うものであること。
- (2) 空き店舗・空き床に新規出店する際の店舗等の延床面積が原則として100㎡以上であり、かつ、店舗等において従事する労働者が3名以上であること。
- (3) 小売業、飲食サービス業及びコミュニティビジネス等顧客の利便若しくは顧客の誘引に資する施設として利活用される事業であること。
- (4) 営業時間は、正午までに開店し、かつ、午後6時以降に閉店するものであって、週5日以上営業し、通年営業するものであること。
- (5) 直近3ヶ年分の市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人市民税を滞納していないこと。
- (6) 法令等の規定により許認可等を要する業種にあつては、当該許認可等を受け、かつ、現にそれが有効であること。ただし、未だ事業を営んでいない者にあつては、現に許認可等の申請中であつて、許認可等の取得が確実であると見込まれること。
- (7) 補助金の交付が終了した後も2年以上の継続的な営業が見込まれるものであること。
- (8) 空き店舗・空き床が存する商店街団体等の構成員となり、地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。
- (9) 原則として、中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地地域外から出店するものであること。

2 次の事業は対象外とする。

- (1) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの

(3) この要領による補助金以外に、八戸市から補助金又は助成金の交付を受けているもの

(対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き店舗・空き床解消事業に要する経費のうち、次の経費とする。

- (1) 空き店舗・空き床への新規出店に係る改装工事に要する経費のうち、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により建物に固定されるものを含む。）
 - (2) その他市長が必要と認める経費
- 2 事務的経費（会議費を含む。）、飲食費等事業実施のために直接必要でない経費及び備品購入費、景品購入費、神事等に係る経費は補助の対象としないものとする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費（国、県等から補助金等の交付がある場合にあつては、当該補助対象経費から国、県等の補助金の額を控除した額）の合計額に3分の1を乗じて得た額以内の額とし、5,000千円を上限とする。
- 4 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 定款、規約、会則等の写し
 - (2) 役員名簿及び構成員名簿
 - (3) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (4) 収支予算（精算）書（別記第3号様式）
 - (5) 見積書又は設計書、位置図、各種図面等 ※写し可
 - (6) 許認可等証書若しくはその申請書類の写し
 - (7) 申請前3ヶ月以内に取得した住民票（法人にあつては、登記事項証明書）
 - (8) 第3の第5号に規定する税に係る納税証明書（本社機能を有する事業所の所在地が市外の場合にあつては、当該事業所の存する所在地の納税証明書又はその写し）又は当市の市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第4号様式）
 - (9) 直近2ヶ年分の法人等の経営状況を示す書類（貸借対照表、損益計算書等）
 - (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6 市長は、規則第4条の規定による補助金の交付の決定に際し、別に定める審査委員会に、その内容の審査を行わせ、意見を求めるものとする。

- 2 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をしなかった場合は、補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(取下期日)

第7 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

(事業の着手)

第8 補助金の交付の決定を受けた事業者は、当該決定の日（この項において「交付決定日」という。）以後であって、交付決定日から2ヶ月を経過する日又は平成23年3月1日のいずれか早い日までに賃貸借契約を締結し、当該年度内に改装工事を完了し、並びに営業を開始しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた事業者は、前項に規定する賃貸借に係る契約を締結したときは、速やかに当該契約書の写しを市長に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の実績報告書は、別記第7号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算（精算）書
- (2) 事業実績を確認することができる領収書等
- (3) 事業内容を確認することができる工事写真帳等
- (4) 従業員雇用状況一覧表（別記第8号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書は、改装工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は平成23年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 規則第13条の規定による通知は、実績報告書を受理し、かつ、改装工事が完了したことを確認した後、補助金確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(補助金の交付時期)

第11 補助金の交付は、規則第13条の規定によりその額が確定し、かつ、営業を開始した日から起算して10日を経過した日以後において当該空き店舗・空き床の利活用による営業が継続していることを確認した後に、事業者からの請求に基づき行うこととする。

2 補助金の請求は、請求書（別記第10号様式）により行うものとする。

(補助金の経理等)

第12 補助金の交付を受けた事業者は、この補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、これを平成23年4月1日から5年間保存しなければならない。

(営業開始後における現況届の提出)

第13 補助金の交付を受けた事業者は、営業を開始した日から起算して1年を経過する日及び2年を経過する日の

状況について、それぞれ20日を経過する日までに中心商店街空き店舗・空き床解消事業に係る現況届（別記11号様式）を提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14 補助金の交付を受けた事業者は、空き店舗・空き床解消事業により営業を開始した店舗等の営業期間が2年未満となった場合には、既に交付を受けた補助金を全額返還しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合には、この限りでない。

（その他）

第15 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年5月20日から実施する。

別記

第1号様式（第5関係）

補助金交付申請書

事業	名称	平成22年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業										
	目的											
	期間	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで			
補助金交付申請額		金	円									
添付書類		添付書類 (1) 定款、規約、会則等の写し (2) 役員名簿及び構成員名簿 (3) 事業計画書（別記第2号様式） (4) 収支予算（精算）書（別記第3号様式） (5) 見積書又は設計書、位置図、各種図面等 ※写し可 (6) 許認可等証書若しくはその申請書類の写し (7) 申請前3ヶ月以内に取得した住民票（法人にあつては、登記事項証明書） (8) 第3の第5号に規定する税に係る納税証明書（本社機能を有する事業所の所在地が市外の場合にあつては、当該事業所の存する所在地の納税証明書又はその写し）又は当市の市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第4号様式） (9) 直近2ヶ年分の法人等の経営状況を示す書類（貸借対照表、損益計算書等） (10) その他市長が必要と認める書類										
(あて先) 八戸市長		申請 平成 年 月 日										
		申請者	住 所					印				
			名 称									
			代表者職氏名									

事業計画書

【空き店舗・空き床利活用事業者】

住 所

商 号

代表者名

電話番号 ()

担当者名

会社等設立日又は開業届出予定日 平成 年 月 日

1 事業の概要

(1) 出店の目的、動機について

--

(2) 店舗等の概要

店舗等住所			
貸主	(氏名)		
	(住所)		
開店予定日※1	平成 年 月 日	経営形態	(個人・法人)
賃貸借契約締結予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
月額賃借料	円	建物の階	階建ての 階
店舗等名称		業種	
店舗等面積(延床面積)	m ²	定休日	曜日
営業時間	午前 時 分 から 午後 時 分 まで		
営業の中断	有・無 午後 時 分 から 午後 時 分 まで		
中断の理由			
従業員数	正規従業員 人	パート・アルバイト 人	合計 人
主な取扱商品・サービス			
備考			

※1 事業を営んでいない者であって新たに事業を開始する具体的な計画を有する者にあつては、税務署への開業届（法人設立届）の写しを添付すること。

(3) 店舗等の改装について

改装費見込額	千円
改装に要する工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

(4) 必要資格・許認可等の取得状況について

事業に必要な資格・許認可等の名称	取得状況※2

※2 許認可等が必要な事業は、空き店舗・空き床利活用事業者本人の許可証、認可証、登録証等の写し（許認可等を申請中の場合にあつては、許認可等を行う機関等に受理された申請書の写し）を添付すること。

2 販売計画

項 目	内 容
1 基本 コンセプト	
2 ターゲットと なる顧客	
3 対応する顧客 のニーズ	
4 競合する商 品・サービス	
5 店舗の特徴 (ユニークさ、 話題性等)	

3 資金計画書

(単位：円)

必要な資金	金額	資金調達の方法	金額
1 店舗等改装費 (内訳)		1 自己資金	
2 機械、備品、車両等 (内訳)		2 借入金 (内訳・返済方法)	
3 運転資金 (内訳)		3 その他 (内訳)	
合 計		合 計	

※ 別に資金計画に関する資料があれば、添付可とし、提出不要。

4 損益計画書

(単位：円)

項 目		1年目	2年目	3年目
①売上高				
②売上原価				
③売上総利益 (③=①-②)				
④固定経費合計				
固 定 経 費	人件費			
	賃借料			
	リース料			
	広告宣伝費			
	光熱水費			
	交際費			
	消耗品費			
	⑤減価償却費			
	租税公課			
	保険料			
	支払利息			
その他				
⑥利益(所得) (⑥=③-④)				
⑦返済財源 (⑦=⑤+⑥)				
⑧返済額				
⑨内部留保額 (⑨=⑦-⑧)				

※ 別に損益計画に関する資料があれば、添付可とし、提出不要。

5 地域貢献について

(1) 中心市街地活性化のために取り組みたいと考えていることを記入すること。

(2) 商店街のにぎわい創出や環境整備のために取り組みたいと考えていることを記入すること。

6 自由筆記

開業についての熱意、意欲などの想いを自由に記入してください。

収支予算（精算）書

事業者の名称 _____

【収入】

(単位：円)

項目	金額	備考（積算明細）
合計		

【支出】

(単位：円)

項目	金額	備考（積算明細）
補助対象経費		
	小計	
その他		
	小計	
合計		

(注) 変更があった場合は、変更前の内容を上段に（ ）書きすること。

(注) 見積書、契約書、領収書等の写しを添付すること。

同 意 書

（あて先）八戸市長

申請者 住 所
氏 名

印

私は、平成 22 年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金の申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、私の納税状況を確認することに同意します。

- ・ 市県民税
- ・ 固定資産税
- ・ 国民健康保険税
- ・ 軽自動車税
- ・ 法人市民税

八 ま 第 号
平 成 年 月 日

様

八戸市長 小 林 眞

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成22年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金額 金 円

2 条件

- (1) この補助金は、当該事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) この事業を廃止し、又はこの事業計画の全部若しくは一部を変更する時は、あらかじめその承認を受けること。
- (3) 改装工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は平成23年3月31日のいずれか早い日までに実績報告を行うこと。

八 ま 第 号
平 成 年 月 日

様

八戸市長 小 林 眞

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成22年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金については、下記の理由により補助しないことに決定したので通知します。

理由

実績報告書

事業の名称	平成22年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業
決定通知	平成 年 月 日 八ま第 号
添付書類	(1) 収支予算（精算）書 (2) 事業実績を確認することができる領収書等 (3) 事業内容を確認することができる工事写真帳等 (4) 従業員雇用状況一覧表（別記第8号様式） (5) その他市長が必要と認める書類
事業の成果及び課題	
	報告 平成 年 月 日
(あて先) 八戸市長	
報告者	住 所 名 称 代表者職氏名
	印

第8号様式（第9関係）

従業員雇用状況一覧表

番号	氏名	住所	性別	生年月日	提出日 における 年齢	雇用期間	従事する業務 の種類	雇用保険 被保険者番 号	被保険者 種類番号	所定労働時間 (時間/週) 賃金水準	備考
										週 時間 月額 千円	

(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること)

(あて先) 八戸市長

平成 年 月 日

住所

名称

代表者職氏名

八 ま 第 号
平 成 年 月 日

様

八戸市長 小 林 眞

補 助 金 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった平成22年度中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

1 交付決定補助金額	金	円
2 確定補助金額	金	円
3 交付済補助金額	金	円
4 未 交 付 額	金	円

平成 年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所
申請者 名 称
代表者氏名 印

請 求 書

平成 年 月 日付け八ま第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成22年度中心商店街空き店舗・空き
床解消事業補助金について、下記のとおり請求します。

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交付決定補助金額 | 金 | 円 |
| 2 | 今回請求補助金額 | 金 | 円 |
| 3 | 未 請 求 額 | 金 | 円 |
| 4 | 銀 行 名 | | |
| 5 | 支 店 名 | | |
| 6 | 口座種類及び番号 | | |
| 7 | 口 座 名 義 人 | | |

中心商店街空き店舗・空き床解消事業に係る現況届

(あて先) 八戸市長

- 1 名称
- 2 代表者名
- 3 所在地
- 4 店舗名
- 5 営業時間
- 6 地域イベント、商店街活動及び中心市街地活性化に関するその他の活動の参加状況

7 従業員雇用状況

番号	氏名	住所	性別	生年月日	提出日 における 年齢	雇用期間	従事する業務 の種類	雇用保険 被保険者番号	被保険者 種類番号	所定労働時間 (時間/週) 賃金水準	備考

(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること)

- 8 自由筆記 (開業後の感想、中心市街地について思うことなど自由に記入)